

報 告 書

- 高等特別支援学校等について
- 発達障がい教育拠点について

特別支援学校における教育の在り方検討委員会

平成22年1月

目 次

はじめに	1
I 高等特別支援学校等設置の必要性について	2
1 特別支援学校（知的障がい）高等部の現状及び課題	
2 高等特別支援学校等の設置の必要性	
II 高等特別支援学校等の設置について	4
1 設置形態	
2 設置場所並びに設置規模、設置方法	
3 設置学科及び教育課程	
4 施設・設備	
III 発達障がい教育拠点（通級指導教室）の拡充について	8
1 小中学校等における発達障がいのある児童生徒等の指導・支援に関する現状と課題	
2 発達障がい教育拠点（中部圏域）の状況	
3 発達障がい教育拠点の東部圏域及び西部圏域への拡充	
4 特別支援学校に設置する意義	
5 今後の課題	
〔資料編〕	
・ 特別支援学校における教育の在り方検討委員会（検討の経緯）	1
・ 特別支援学校（知的障がい）在籍者数の推移（H14～H21）〔鳥取県・全国〕	2
・ 中学校特別支援学級の進路状況及び発達障がいのある幼児児童生徒数	3
・ 県内特別支援学校高等部生徒の就職者数と就職率	4
・ 県内知的障がい特別支援学校高等部卒業生の就職先職種分類	4
・ 単一障がい、重複障がい別 県立特別支援学校（知的障がい）在籍児童生徒	5
・ 高等部入学者の出身校種（学級）別人数	5
・ 高等特別支援学校等の設置についての意向調査の結果について（5月実施）	6
・ 高等特別支援学校等の設置についての意向調査の結果について（9月実施）	7

はじめに

平成20年11月、鳥取県教育審議会から「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」答申が出され、当面（平成21年度～25年度）の方向性が示された。それを受けて、鳥取県教育委員会において「特別支援学校における教育の在り方」に係る検討委員会を設置して、今後5年間の具体的な方向性について検討することとした。

<県教育審議会答申より抜粋>

【課題】

- 知的障害者を対象とする特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴う施設整備及び障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実

【施策の方向性】

- 知的障害者を対象とする特別支援学校高等部生徒の実態や教育的ニーズ等を踏まえた上で、高等特別支援学校の設置または県立学校内に分校や分教室を設置すること等を検討する。
- 自閉症者への指導・支援を充実するために、県立特別支援学校に発達障害教育拠点の設置を検討していく。〔東部圏域・西部圏域〕

鳥取県教育委員会では、平成21年2月18日に「特別支援学校における教育の在り方検討準備委員会」を開催し、「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」を設置することを確認した。それを受けて、平成21年5月26日に「第1回特別支援学校における教育の在り方検討委員会」を開催し、同年11月までに委員会を5回開催して、高等特別支援学校又は分校・分教室（以下、高等特別支援学校等という。）及び発達障がい教育拠点の設置について検討・協議を行った。

高等特別支援学校等については、設置の必要性及び設置形態、内容について検討し、また、発達障がい教育拠点については、現在設置している県立倉吉養護学校における取組を検証することにより、特別支援学校における発達障がい教育拠点の拡充について検討を行った。

この間、先進地を視察して施設・設備や教育内容について調査を行うとともに、保護者等を対象とした高等特別支援学校等に関する意向調査及び県民を対象とした説明会の開催により広く意見を求めた。

「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」では、これらを参考に審議を深め、鳥取県教育委員会に対し今後の方向性について提言するため、このたびこの報告書を取りまとめた。

【資料編 P.1 参照】

<特別支援学校における教育の在り方検討委員会>

委員15名（事務局：鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課）

構成員：・学識経験者

・学校関係者（中学校長、高等学校長、特別支援学校長）

・保護者、関係団体（福祉、労働関係）

・行政関係者（市町村教育委員会、子ども発達支援室、雇用人材総室）

I 高等特別支援学校等設置の必要性について

1 特別支援学校（知的障がい）高等部の現状及び課題

（1）現状

①生徒数の増加及び障がいの多様化

近年、社会状況の変化や障がいに対する認識の高まりにより、知的障がいのある生徒及びその保護者も後期中等教育を志向する傾向がある。このような状況を踏まえ、鳥取県においては平成13年度より受検資格を有する入学希望者は全員高等部への入学を許可している。

このことから、特別支援学校（知的障がい）中学部卒業生のほぼ全員が高等部に進学し、中学校の特別支援学級及び通常の学級からの入学者も増え、特別支援学校（知的障がい）高等部生徒数は増加傾向が顕著であり、今後も増加は続くと考えられる。（平成14年度と平成20年度の在籍者数を比べると約1.5倍増）

また、中学校の知的障がい特別支援学級を卒業した生徒の約80%が特別支援学校（知的障がい）高等部に進学しており、軽度の知的障がいの生徒が増え、在籍生徒の障がいの状態が軽度から最重度まで幅広く、さらには発達障がいも併せ有する等多様化の傾向である。 【資料編 P.2, P.3 参照】

②卒業生の進路状況等

特別支援学校（知的障がい）高等部生徒（※白兔養護学校訪問学級生徒は含めていない。）の卒業後の進路状況は、以下のとおりであり、近年、県内の特別支援学校卒業生の就職率は全国平均を下回っている状況が続いている。（平成20年度卒業生については全国調査の結果が未発表ではあるが全国平均を上回った可能性大）

・平成18年度卒業生	71名	一般就労	13名（18.3%）
・平成19年度卒業生	85名	一般就労	18名（21.2%）
・平成20年度卒業生	83名	一般就労	27名（32.5%）

就職先としては厨房での補助業務、物流関係や介護補助等が多く、近年の中心職種となっており、従前の製造業中心の就職先から大きく変わってきている。それに伴って、就職しようとする生徒に求められる職業的な能力等も変化してきている。

【資料編 P.4 参照】

（2）課題

①入学者の変化や社会情勢に対応した教育

平成16年度頃から、特別支援学校（知的障がい）高等部の入学者のうち、中学校特別支援学級や通常の学級からの入学者（知的障がいの程度が比較的軽い生徒）が半数以上を占めるようになった。また、中学部においても知的障がいの比較的軽い生徒が多く入学・在籍する傾向にある。このため、軽度の知的障がいの生徒が将来、職業的にも自立しながら地域で生活できるように、一人一人の障がいの状況に応じた教育、また社会情勢の変化に対応した職業教育の充実が求められている。

さらに、現在ある特別支援学校（知的障がい）高等部では、生徒指導上の問題に時間を費やしている状況があるので、生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ることが求められている。 【資料編 P.5 参照】

②一般就労をめざす学校体制

特別支援学校（知的障がい）における職業教育は各学部ごとに、児童生徒の発達段階や幅広い障がいの程度に応じた指導を行っている。特に、高等部では幾つかの教育課程やコース制を取り入れながら工夫して行っており、その中で各生徒の実態に合わせた職業教育に取り組んでいる。しかし、現在の特別支援学校では、小学部から高等部までの幅広い生活年齢や軽度から最重度までの幅広い障がいの程度のある児童生徒が在籍しているため、一般就労をめざす職業教育を中心とした学校体制を構築したり、職業教育に特化した教育課程を編成したりすることは難しい状況である。

③施設・設備

現在ある特別支援学校（知的障がい）においては、設立当時からある窯業、織物、木工等の作業種を中心に、可能な限り現有施設を活用した取組を行っている。しかしながら、最近の卒業生の就職先となっている職種（厨房補助、物流関係、福祉関係等）や今後進路先となり得る職場（商品バックヤード等）で必要な職業的能力や技能を修得させるための施設や設備（例えば大型倉庫や介護用ベッド等の介護機器、厨房施設等）は不足している。また、在籍生徒数の増加に伴い、普通教室や作業室等の確保が困難といった問題も生じている。

2 高等特別支援学校等の設置の必要性

これまで述べてきた鳥取県における特別支援学校（知的障がい）の現状や課題を改善するためには、社会的・職業的な自立をめざした高等特別支援学校等の設置が必要であり、具体的な設置の必要性として以下のことが挙げられる。

（1）「働く」ことへの意識・意欲の向上

知的障がいの軽い生徒で集団を形成し、生徒が互いに切磋琢磨する教育環境をつくる中で、生徒や保護者の「社会の中で働く」ことに対する意識・意欲の向上を図る必要がある。

（2）一人一人の障がいの程度に応じた教育の充実

特別支援学校（知的障がい）高等部生徒が年々増加、多様化していることから、生徒一人一人の障がいの程度に応じた教育の充実が求められている。

（3）学習環境の整備の充実

職業教育の拠点として高等特別支援学校等を設置し、知的障がいのある生徒一人一人が地域で社会的・職業的に自立した生活ができるよう、将来を見据えたよりよい学習環境の整備を図る必要がある。

（4）保護者の要望への対応

障がいのある生徒の職業的自立、社会的自立をめざした高等特別支援学校等の設置についての保護者の強い要望がある。

Ⅱ 高等特別支援学校等の設置について

1 設置形態

当検討委員会においては、前述の「高等特別支援学校等設置の必要性」から高等特別支援学校等の設置が喫緊の課題であり、早急に設置する必要があることから、「高等特別支援学校」、「分校・分教室」の大きく二つの設置形態について検討を行った。

<教育的見地からの考察>

① 専門的な学校

高等特別支援学校等の設置は、知的障がいの軽い生徒を対象として就労に特化した専門的教育を行い、社会的・職業的な自立をめざすことを目標としている。

このような目標を実現するためには、知的障がいの特性に配慮して職業的な指導を行う専門学科を設置する等、職業訓練・能力開発を充実させるとともに、インターシップや民間企業等からの専門技術講師を導入する等、外部人材の積極的な活用を図りながら指導を行う必要がある。そのためにも、一つの学校として、様々な地域資源を活用しながら質の高い教育を行う専門的な学校が必要がある。

② 教育の質の確保

専門性のある教員を配置する等充実した指導体制を整えるためには、分校・分教室を複数設置するよりも、高等特別支援学校を1校設置する方が効果的である。管理職によるリーダーシップのもと、同じ目的に向け、互いに協力・研究することにより、より一層質の高い教育を行うことができるとともに、専門性の高い教員を育成することができると考えられる。

③ 県内の核となる学校の必要性

県内の特別支援学校全体の職業教育を充実・維持するためには、その推進的役割を担う核となる学校が必要である。それは、時代のニーズにあった職業教育に必要な施設・設備を有し、専門的な指導を集中的に行える高等特別支援学校である。そこで培われた職業教育の知識や技術、人材等が現在ある特別支援学校高等部教育に広がり、県全体の職業教育の充実につながると考えられる。

④ 管理運営体制

分校・分教室の場合、既存の特別支援学校の付帯施設となり、本校を含めた管理運営体制となる。現在でも小学部から高等部まで広く管理運営しており、それに加えて分校・分教室を管理運営するのは、距離的にも離れていることから困難な点が多い。

その反面、新規の学校としての高等特別支援学校は単独校として校長が配置されるため、そのリーダーシップのもと、職業教育の専門性の高い学校としての管理運営体制を構築しやすいと考える。

<意向調査・説明会における保護者の考えや意見>

県教育委員会においては、高等特別支援学校等の設置に関する保護者等関係者の意向を把握するため、2回にわたる調査及び各圏域で説明会を行った。

意向調査の結果では、保護者の中には分校・分教室を希望する意見が多かった。これは、近くの高等学校内や圏域ごとに設置されるという期待があると考えられる。しかしながら、分校・分教室が仮に通いにくい場所に設置された場合には、その希望者が半減していたことから、分校・分教室を希望する意見は通学の利便性がその

大きな理由であると推測でき、設置場所によっては、入学者の確保に不安が残る。

一方、高等特別支援学校を希望する意見については、通学に時間がかかっても、また、寄宿舎を利用してでも通わせたいと回答する保護者も多く、卒業後の進路を考え、職業的に自立した生活をめざす専門性の高い教育や、充実した施設・設備の中での教育への期待が高いことがうかがえる。また、小学部（校）から中学部（校）、高等部と子どもの年齢が上がるに従って高等特別支援学校を選択する保護者の割合が高くなっていることから、社会に出る年齢が近づくほど就労に対する意識が切実になると考えられる。

さらに、説明会等でも、知的障がいの軽い生徒に対して、就労に特化した教育課程の編成や高等特別支援学校等の早期実現を望む声が多く聞かれた。

【資料編 P.6、P.7 参照】

<全国の状況>

全国においては、平成21年3月現在、26の都道府県・政令指定都市で高等特別支援学校が設置されている。先進地視察した高等特別支援学校においては、既存の県有施設等を活用して、実際の就労現場を想定した施設・設備等を設け、指導を展開することにより、80～90%台の高い就労率を維持していた。そこで働く教職員の意識や指導技術にも、就労に向けた専門性が確保されていることがうかがえた。

このようなことから、施設・設備の面、教職員の人材育成の面、就労に特化した学校体制等から、高等特別支援学校を1校設置する方が、知的障がいの軽い生徒の自立と社会参加に向けた教育の目的が達成されやすいと考えられる。

<本県の状況>

高等特別支援学校等の整備に当たっては、近年の県財政の状況や経費削減の観点からも、できるだけ既存の未使用施設の有効活用が望ましく、旧赤碓高校、旧境水産高校、鳥取湖陵高校旧美和分校等の活用が考えられる。

分教室を設置する場合、作業室や職員室等を含めると教室は少なくとも7教室程度は必要であるが、それを満たす教室数を確保できる県立学校は、現在日野高校黒坂校舎のみである。今後、高等学校の生徒数は減少していくが、各県立高等学校においても教育課程の見直しや指導方法の工夫等による教室の活用が見込まれるため、分教室に必要な教室を確保することは困難と考える。

また、各圏域に分校を設置することについて、前述3校の未使用校舎等を活用し設置することは可能と考えられるが、改修費や施設整備費が3校分必要となり多額の費用が伴うと予想される。

さらに、分校・分教室のメリットとして通学の利便性が挙げられていたが、市町村所有の未使用校舎等も含めて考えられる設置場所や、利用できる公共交通機関等を具体的に検討すると、そのメリットが確保できるかどうかは疑問である。

以上のような点を総合的に判断し、当検討委員会においては次のように考えをまとめた。

「高等特別支援学校を早急に県内に1校設置する」必要があると考える。

2 設置場所並びに設置規模、設置方法

(1) 設置場所及び設置規模

設置場所については、県内の交通の利便性を考えた場合、遠距離通学及び通学困難な生徒への配慮が必要であり、社会的自立に向けた指導の充実の面からも寄宿舍の設置について検討する必要がある。

また、設置規模については、今後の生徒数の推移や本人・保護者のニーズ等を踏まえた上で、具体的に検討していく必要がある。

(2) 設置方法

設置方法については、現在の極めて厳しい本県の財政状況を考慮すると、高等特別支援学校のために校舎を新築するのではなく、既存の県有施設の改修等による活用が適当であると考えられる。

3 設置学科及び教育課程

(1) 設置学科

現在設置されている県立特別支援学校（知的障がい）高等部は、すべて普通科であるが、高等特別支援学校においては「職業学科」を設置し、職業教育の充実を図る必要がある。

具体的な学科内容やその名称については、学校規模、生徒の実態、地域性や企業等のニーズ等を考慮することが必要である。また、いくつかのコースを設け、生徒一人一人の実態やニーズに応じて選択できるようにすることも必要と考える。

<設置学科及び考え方>

知的障がい者の特性を考慮し、それに合った専門的な職業指導が可能な学科を設置する。ここでは、一般就労をめざし、働く上での基本的な意欲や態度、それを支える健康・体力やコミュニケーション力等を基盤としながら、今後の社会情勢や産業構造から就労に結びつくような資格取得も必要であると考えられる。

(2) 教育課程

高等特別支援学校の教育課程については、以下の基本方針に基づき、具体的な教科等は今後の検討課題とする。

<教育課程編成に係る基本方針>

- ・職業生活や家庭生活、資格取得を支える基礎的学力の習得（各教科等）
- ・職業生活や社会生活に必要な豊かな人間性の育成及び健康と体力の維持増進
- ・時代のニーズに応じた職業的・専門的知識、技能及び態度並びに社会で働く力の育成（専門教科等）

[※例：ホームヘルパー等の資格取得、物流や接客等に必要な知識・技能等]

4 施設・設備

高等特別支援学校においては、職業教育の充実を図り、職業的自立や社会的自立を促すために以下のような施設・設備が必要であると考えられる。

- (1) 職業教育の実習を行うために必要な施設・設備（大型機械の導入や実習棟・実習地等）を整える。

- (2) 職業生活を支える家庭や地域、職場での基本的な生活習慣の定着や集団生活に必要な能力の向上をめざし、社会的自立に向けて取り組むことができる施設（例：生活訓練施設）を整備する。
- (3) 遠距離通学及び通学困難な生徒に対応するために寄宿舎を設置する。
- (4) 情報化社会に対応し情報教育の充実を図るとともに、職業人として必要なアプリケーションソフトの操作方法の習得のために、コンピュータ等の情報機器や必要なソフトウェアを整備する。
- (5) 職場や社会でよりよく生活し、社会の一員として必要な豊かな人間性を育むため、音楽室、美術室、理科室等の特別教室や図書室、グラウンド、体育館等、学校として必要な施設を設ける。

[参 考]

<先進校の取組>

- ・接客サービスの実習施設として地域住民を招いてサービス提供できるような実習教室
- ・流通現場や商品バックヤードでの就労をめざして実習が行える実習室やハンドリフト、フォークリフト等の設備
- ・食品製造現場での衛生管理や品質管理製造等の実習を行う食品製造室、衛生管理実習の設備
- ・ホームヘルパー2級取得をめざした実習を行うための介護実習室
- ・農業実習のための実習地
- ・将来のグループホームをイメージした生活訓練施設

Ⅲ 発達障がい教育拠点（通級指導教室）の拡充について

1 小中学校等における発達障がいのある児童生徒等の指導・支援に関する現状と課題

（1）現状

幼稚園（保育所）・小学校・中学校・高等学校における発達障がい児の増加に伴い、支援の重要性が高まっている。

現在、発達障がいのある幼児並びに児童は、障がいの程度や実態等から必要に応じて、福祉保健専門機関や通級指導教室を利用している。しかし、ニーズに応じた指導（療育）の場が県内に十分にあるとは言えない状況である。また、中学校及び高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の指導・支援については、通級指導教室が設置できていないこともあり、本人や保護者、学校等からニーズがあっても対応できていない状況にある。（現行制度では高等学校には特別支援学級及び通級指導教室が設置できない。）

【資料編 P.3 参照】

（2）課題

発達障がいのある幼児に早期から支援を行うことは、二次障がいを防止する観点からも重要であり、早期発見、早期の発達支援の必要性が求められているとともに、各校種・施設等間（幼稚園（保育所）と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等）で連携し、支援の引継ぎや相互でサポートしながら、一貫した指導・支援の充実を一層図る必要がある。

また、単独では通級指導教室を設置できない町村があり、未設置の町村に在籍する児童生徒への指導について早急に対応する必要がある。

さらに、発達障がいのある中学生・高校生への指導・支援が十分でない状況があり、適切な対応がとれず二次障がいを起こしている場合も少なくない。今後、二次障がいの軽減や社会参加への促進、進学への対応等、中学校・高等学校のニーズに対応する指導・支援が喫緊の課題である。

2 発達障がい教育拠点（中部圏域）の状況

就学前幼児も含めた発達障がい（特に自閉症を中心とした発達障がい）教育の充実を図るため、中部圏域に発達障がい教育の拠点として平成18年度から県立倉吉養護学校内に通級指導教室を設置している。

この通級指導教室では、特別支援学校教員による教育相談指導（検査、相談、指導等）及び学級担任等へ対応の仕方についてアドバイスする等支援を行っている。

＜県立倉吉養護学校（通級指導教室「レインボー」）における取組＞

- ・小中学校等における支援の定着や広がりへの促進
- ・自閉症を中心とした発達障がいのある児童生徒への指導に関する情報提供
- ・家庭や地域（在籍校等）、関係機関との連携とその活かし方の研究・実践の蓄積
- ・高等学校への支援や二次障がいの軽減への対応

3 発達障がい教育拠点の東部圏域及び西部圏域への拡充

（1）東部圏域・西部圏域の現状

現在、県内の発達障がい児童生徒を対象とした通級指導教室の設置状況は以下のと

おり、19市町村のうち8市町に12教室が設置されている。

- ・ 東部圏域5市町のうち2市町〔3教室〕に設置されており3町未設置である。
- ・ 西部圏域9市町村のうち3市町〔5教室〕に設置されており6町村未設置である。

東部圏域及び西部圏域では、発達障がいのある児童生徒を対象とする通級指導教室の設置状況は十分ではない。このことは、通級による指導を必要とする児童生徒が、定期的（例：週1～2回程度）に専門的な指導を受けにくい状況であることを意味する。

また、通級による指導が継続的に必要と考えられる場合でも、中学校や高等学校に通級指導教室が設置できていないために指導の継続が難しいことがある。そのため、二次障がいを引き起こす事例もあり、高等学校への進学が困難になったり、入学しても不適応を起こしたりしている生徒もおり、これらの生徒への支援の充実が求められている。

【参考】

- ・ 中部圏域5市町のうち3市町〔3教室〕に設置されており2町未設置である。
* 市町に設置されている通級指導教室においては、設置市町内の小学校児童が対象であるが、県立倉吉養護学校通級指導教室においては、指定区域はなく、中部圏域を中心に小中学校及び高等学校に在籍する児童生徒に対して自立活動を中心に障がいの状態に応じた指導を行ったり、教育相談に応じたりしている。

(2) 東部圏域・西部圏域における発達障がい教育拠点の必要性

- ・ 指導の場をつなぐ拠点

発達障がいのある児童生徒等に対して、各学校並びに各市町に設置されている通級指導教室において、一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援に努力している。そこでさらに、それぞれの指導の場をつなぐ拠点を設置することにより、教育課題の解決や指導法の工夫、改善が期待できると考える。

- ・ 発達障がいや二次障がいを起こしている児童生徒への対応

発達障がいや二次障がいを起こしている児童生徒への対応に苦慮している小中学校及び高等学校に、専門性のある特別支援学校教員の指導・支援が必要である。

- ・ 通級指導教室未設置町村に在籍する児童生徒への支援

単独では通級指導教室が設置できない町村に在籍する児童生徒に対する支援が必要である。

これらのことから、特別支援学校における発達障がい教育拠点（通級指導教室）の設置を東部圏域及び西部圏域に拡充し、発達障がいのある児童生徒に対する支援体制整備を充実していくことが必要である。

4 特別支援学校に設置する意義

これまで特別支援学校においては、知的障がいを伴う自閉症のある児童生徒の指導について研究し、実践等を積み上げてきている。県立倉吉養護学校通級指導教室「レイン

ボー」における指導の効果から、特別支援学校における専門的な教育実践は小中学校等の通常の学級に在籍する「発達障がいのある児童生徒」への指導にも効果があると言える。したがって、今後、東部・西部圏域に発達障がい教育拠点が設置されることにより、発達障がいのある通常の学級に在籍する児童生徒への指導・支援の充実が期待される。

発達障がい教育拠点を特別支援学校に設置する意義は以下のとおりである。

- ・障がいによる適応の困難性が著しい児童生徒への指導・支援
(＊これまで培った「自閉症児への指導・支援」の方法等の蓄積があるため)
- ・単独では設置が難しい町村に在籍する児童生徒への指導・支援
- ・中学校及び高等学校生徒への指導・支援

さらに、各圏域に設置した特別支援学校の通級指導教室が核となり、市町に設置している通級指導教室(対象：LD等)とのネットワークづくりが可能となり、県全体の発達障がいのある児童生徒への指導の更なる充実につながると考えられる。

以上のような点を総合的に判断し、当検討委員会においては次のように考えをまとめた。

「発達障がい教育拠点(通級指導教室)を東部圏域及び西部圏域に拡充する」
必要があると考える。

5 今後の課題

特別支援学校における発達障がい教育拠点(通級指導教室)での対象とする障がいについては、今後、自閉症だけでなくLDやADHD等の発達障がいのある児童生徒への指導についてニーズが高まることが予想される。また、対象となる児童生徒の発達段階については、小学生から高校生までも幅広くなることが予想され、それぞれの発達特性を理解することが求められる。このようなニーズに対応できる専門性のある教員の養成及び配置等が必要となる。